証券コード　4921
平成27年６月４日

株主の皆様へ

横浜市中区山下町89番地１
株式会社ファンケル
代表取締役
社長執行役員　宮　島　和　美

第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第35期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、《議決権行使についてのご案内》（２頁）をご高覧のうえ、平成27年６月19日（金曜日）午後５時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成27年６月20日（土曜日）午後１時00分
（開会時刻が昨年と異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。）
2. **場　　所**　横浜市港北区新横浜三丁目10番地
横浜アリーナ
（末尾掲載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

当日ご出席される方へ

○同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
○受付開始時刻は、午前11時30分です。
○当日は節電対策の一環として会場の冷房の温度調整を行うため、株主の皆様におかれましては軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
○懇親会における軽食配布時の混雑状況を鑑み、株主様の安全に配慮し、昨年より軽食のご提供をとりやめさせていただきました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

3. **目 的 事 項**

報 告 事 項　1.　第35期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2.　第35期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

議　　案　取締役14名選任の件

4. **その他本招集ご通知に関する事項**

(1)　以下の事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、本招集ご通知への記載にかえて、当社ウェブサイト（http://www.fancl.jp/soukai/）に掲載しております。
①連結計算書類の連結注記表
②計算書類の個別注記表

(2)　株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の記載に関して修正の必要が生じた場合は、修正内容を当社ウェブサイト（http://www.fancl.jp/soukai/）に掲載させていただきます。

以　上

《議決権行使についてのご案内》

当日ご出席願えない場合は、次のいずれかの方法により、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成27年６月19日（金曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインＩＤ」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成27年６月19日（金曜日）午後５時30分までに議案に対する賛否をご入力くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使に際しましては、46頁に記載の《インターネットによる議決権行使のご案内》をご確認くださいますようお願い申し上げます。

なお、インターネットによる議決権行使をされた場合、議決権行使書用紙の返送の必要はございません。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

Ⅰ　企業集団の現況

1.　事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費増税の影響が長引き、個人消費および住宅投資は大きく落ち込むなど全般に弱い動きが続きましたが、期後半にかけて雇用・所得環境の改善や原油価格の下落効果により個人消費は持ち直し、加えて企業収益の回復を背景として設備投資が底堅く推移し、米国を中心として輸出も持ち直すなど緩やかな回復基調に転じております。

当社におきましては、専門性を高め、スピード感ある経営を実現するため、平成26年４月１日付で、当社の化粧品部門および健康食品部門を会社分割し、持株会社体制へ移行いたしました。

当連結会計年度の売上高は、消費増税前の駆け込み需要に伴う増税後の反動があった中、化粧品関連事業は前年並みを確保したものの、栄養補助食品関連事業、その他が減収となり、全体では77,632百万円（前期比4.3%減）となりました。営業利益は、減収となったものの、売上総利益率が改善したことや、固定費の削減に努めたことなどにより4,001百万円（前期比1.5%増）となりました。経常利益は4,283百万円(前期比0.5%増)となりました。当期純利益は2,301百万円(前期比71.3%増)となりました。

【各事業の実績】

（化粧品関連事業）

ファンケル化粧品は、「マイルドクレンジングオイル」や「洗顔パウダー」のドラッグストアへの卸販売の開始およびメイク製品、最高峰エイジング美容液のリニューアルなどにより好調に推移し、売上は増加しました。

アテニア化粧品は、主力製品のリニューアルを行ったものの、お客様数の減少に歯止めがかからず、売上は減少しました。

以上の結果、化粧品関連事業の売上高は、47,471百万円（前期比0.1%減）となりました。

損益面では、売上総利益率が改善したことに加え、マーケティング費用が減少したことなどにより、営業利益は5,557百万円(前期比19.2%増)となりました。

（栄養補助食品関連事業）

新発売したダイエットサプリメント「大人のカロリミット」、中高年の目の健康に役立つサプリメント「ルテイン&ブルーベリー えんきん」などが好調だったものの、その他の製品が振るわず、栄養補助食品関連事業の売上高は、23,285百万円（前期比8.3%減）となりました。

損益面では、減収となったほか、マーケティング費用を増加させたことなどにより、４百万円の営業損失（前期は1,125百万円の営業利益）となりました。

（その他）

発芽米事業および青汁事業は減収となり、その他の事業は、エステ事業を営む連結子会社の株式会社ノイエスの株式を当企業集団外へ譲渡したことなどにより、売上は減少しました。

以上の結果、その他の売上高は、6,876百万円（前期比16.2%減）となりました。

損益面では、エステ事業の売却や、原料玄米の価格下落による発芽米事業の収益性の改善などにより、営業利益は152百万円（前期は４百万円の営業損失）となりました。

2. 対処すべき課題

当企業集団は、創業以来「『不』のつく事柄を解消する仕組みづくり」を経営の基本方針とし、無添加化粧品、栄養補助食品、発芽米、青汁事業などを展開してまいりました。

平成25年１月に創業者である池森賢二が経営に復帰して以降、当社の原点である「お客様視点」の徹底を強力に推し進めるとともに、不採算事業の撤退や卸販売チャネルの強化、店舗販売チャネルでの新業態店舗の展開、持株会社体制への移行など、構造改革に取り組んでまいりました。

当連結会計年度は消費増税の反動があった中、ファンケル化粧品は増収となり、栄養補助食品関連事業も減収傾向に歯止めがかかるなど、経営改革の成果が発揮されつつあります。

こうした成長の兆しを捉え、さらに高い成長を目指すため、平成27年度を初年度とする新たな中期経営計画（平成27年度～平成29年度）を策定いたしました。積極的なマーケティング投資を伴う成長戦略の実現に向けて取り組んでまいります。

【基本方針】

『戦略的な広告投資を行い、平成27年度から５年間で売上倍増に向けた成長戦略を実施する』

「経営基盤の強化」を図り、「戦略的投資による売上拡大」を実現します。

①戦略的投資による売上拡大の実現

- ビューティ事業およびヘルス事業において、通常の規模を大きく上回る広告投資を実施し、認知度向上と売上拡大を実現します。
- 広告効果を最大化するため店舗網を整備し、直営350店舗体制を目指して積極的な出店を進めるとともに、卸販売チャネルにおける取扱店舗数の拡大を図ります。
- 広告投資の対象となるスター製品を入口として、親和性の高い他製品への購入を促進します。

②経営基盤の強化

- 既存の製造設備の稼働効率を上げ、生産効率の向上・原価率の低減を図ります。
- 平成28年度に新設する第二研究所を活用し、研究開発力の強化と開発スピードの向上を図ります。

【各事業の戦略】

①ビューティ事業戦略

「無添加 アンチストレス サイエンス」というファンケル化粧品の独自価値を軸に、市場における独自ポジションを確立し、新しいお客様の獲得とブランドロイヤルティの向上を目指します。

(製品戦略)

・洗顔系カテゴリーの製品ラインアップ拡充および機能強化により、お客様数の拡大を図ります。
・主力のスキンケア製品を順次刷新し、ファンケルの「無添加」に共感するお客様数の拡大を図ります。
・今後成長が見込まれるアンチエイジング市場に向けた製品およびサービスの開発を進め、マチュア世代のお客様数の拡大を図ります。
・独自技術「角層バイオマーカー測定」を活用し、個々の肌に対応したパーソナル化粧品を実現するなど、新領域へ進出し新たなお客様との接点創出を図るとともに、ブランドおよび技術力の象徴として育成します。

(マーケティング戦略)

・製品機能を訴求したキャンペーン型広告の集中展開により、卸販売チャネルでの店舗導入率と１店舗当たり売上の向上および直販チャネルでの新規のお客様数の拡大を図ります。
・ウェブや雑誌メディアを活用した新たなコミュニケーション手法を構築し、「無添加」の価値やブランドの理念を訴求することで、お客様のブランドロイヤルティの向上を目指します。

(アテニア)

・アテニアの創業理念である「高品質、低価格、ハイセンス」およびブランドステートメント「おしみなく、うつくしく。」に基づいた製品を継続して生み出し、事業強化を図ります。
・大型キャンペーンの実施や主力製品のリニューアルにより、売上の回復を図ります。
・ウェブメディアを核にした新たなコミュニケーションモデルを推進し、お客様のロイヤルティ向上による新規のお客様数の拡大および既存のお客様の継続率向上を図り、お客様基盤を拡充します。

②ヘルス事業戦略

日本一の健康サポート企業を目指し、「お客様のグッドエイジング（一生涯、心身ともに健康で生きること）」を実現します。

（製品戦略）

・中高年層をターゲットとした独自性の高い製品を強化し、中高年市場での売上拡大を目指します。
・「カロリミット」「大人のカロリミット」に次ぐスター製品を育成します。
・平成27年４月に開始された機能性表示食品制度に対応し、ファンケル独自の研究成果に基づく機能性表示食品の販売を強化します。
・当社の高い技術力によって実現した「体内効率設計」により、体内への効率を第一に考えた独自性の高い製品開発を推進します。
・卸販売チャネルの拡大を図るため、卸販売専用製品の開発などを推進します。

（販売戦略）

・スター製品を入口として、親和性の高い他製品への購入を促進し、フルラインアップを持つ強みを最大限に活かし、売上拡大を目指します。
・卸販売チャネルでの取扱店舗数の拡大および店舗販売チャネルにおいて健康食品の販売比率の高いハイブリッドショップの出店・リニューアルを強化することで健康食品の売場拡大を図ります。
・店舗や電話窓口スタッフの専門教育を強化し、専門知識を有する人材の配置を促進します。
・遺伝子検査などを活用した予防医療事業の展開を本格化するため、通信販売での展開や企業・団体向けのサービス（健康増進プログラム）を確立します。

【各販売チャネルの戦略】

国内チャネルでは、広告宣伝の投資効果を最大化するための販売体制を確立します。

①直営店舗販売

・お客様が購入しやすい環境を整備するため、現在の店舗数のほぼ倍増となる350店舗を目指した積極的な店舗出店を行います。
・エリアマーケティングを強化し、地域に合わせた広告媒体を活用することで、各地域における認知度の向上および直営店舗へのお客様の誘導を図ります。

②卸販売

・広告宣伝に連動したプロモーションや卸販売専用製品の展開により、取扱店舗数の拡大を図ります。
・エリアマーケティングに合わせた、卸販売チャネルでのプロモーション販売施策を通じて、取扱店舗へのお客様誘導を図ります。

③インターネット販売
・お客様の購買行動の分析に基づき、一人ひとりに最適な製品を提案するウェブマーケティングを強化するとともに、オムニチャネル化を推進します。
④海外
・平成27年度から連結化する米国子会社FANCL INTERNATIONAL,INC.が展開するボタニカルスキンケアブランド「boscia（ボウシャ)」の製品ラインアップを強化するとともに、取扱店舗数の拡大を図り、大幅な成長を目指します。

【経営基盤強化】
①原価低減
・既存の製造設備を最大限に活用し生産効率を向上させるとともに、原価率の低減を図ります。
②人材育成
・積極的な出店に伴い増加する店舗スタッフの育成や、専門的な対応ができる店舗・電話窓口スタッフの教育などにより、お客様の満足度およびロイヤルティの向上に取り組みます。
③研究開発
・平成28年度に新設する第二研究所を、健康食品のエビデンス取得、化粧品や健康食品の新素材探索などを担う「イノベーション研究所」として位置づけ基礎・基盤研究を強化するとともに、第一研究所は「製品開発研究所」として製品開発のスピードを高めるなど、２研究所体制で研究開発力を強化します。

株主の皆様におかれましては、今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。

3. 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は7,726百万円であり、その主なものは本社ビル取得にともなう投資および店舗の新規出店やリニューアルなどの店舗投資であります。

4. 資金調達の状況

(1) 当社は、当連結会計年度において資金調達は行っておりません。

(2) 連結子会社は、当企業集団内で資金調達を行っております。

5. 財産および損益の状況の推移

区分＼期別	第 32 期 平成24年３月期	第 33 期 平成25年３月期	第 34 期 平成26年３月期	第 35 期 (当連結会計年度) 平成27年３月期
売上高(百万円)	88,165	82,807	81,118	77,632
経常利益(百万円)	4,003	4,427	4,262	4,283
当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	2,454	△2,193	1,343	2,301
１株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)	37.82	△33.81	21.03	36.11
総資産(百万円)	91,739	86,849	85,800	85,311
純資産(百万円)	78,796	74,542	72,154	73,214

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. １株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均の発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。

6. 重要な子会社の状況

会　社　名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業の内容
株式会社ファンケル化粧品	500百万円	100.0%	化粧品等の企画・販売
株式会社ファンケルヘルスサイエンス	500百万円	100.0%	栄養補助食品等の企画・販売
株式会社アテニア	150百万円	100.0%	化粧品・栄養補助食品等の企画・販売
株式会社ファンケル発芽玄米	95百万円	100.0%	発芽米の製造・販売
FANCL ASIA（PTE）LTD	875百万円	100.0%	化粧品・栄養補助食品の販売
株式会社ファンケル美健	100百万円	100.0%	化粧品・栄養補助食品の製造
ニコスタービューテック株式会社	10百万円	（100.0%）	化粧品・医薬部外品の販売

（注）1. ニコスタービューテック株式会社は、株式会社ファンケル美健の100%出資子会社であり、当社の出資比率の（　）は、間接所有割合であります。
2. 当社の連結子会社は７社であり、持分法適用会社はありません。
3. 当社は、平成26年４月１日付で、当社の化粧品部門および健康食品部門を会社分割（簡易新設分割）し、新設会社をそれぞれ「株式会社ファンケル化粧品」「株式会社ファンケルヘルスサイエンス」とする持株会社体制へ移行いたしました。
4. 当社は、株式譲渡契約に基づき、平成26年９月25日付で、連結子会社である株式会社ファンケル発芽玄米の株式を追加取得し、完全子会社といたしました。

7. 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当企業集団は、化粧品および栄養補助食品の製造販売を主な事業としております。営業活動は、通信販売（インターネット通信販売を含む）、直営店舗販売、卸販売の３形態を中心に展開しております。

8. 主要な事業所および店舗等（平成27年３月31日現在）

(1) 当社

本　　店：横浜市中区山下町89番地１
事　務　所：飯島事務所（横浜市栄区）
物流センター：関東物流センター（千葉県柏市）
　　滋賀物流センター（滋賀県蒲生郡）
研　究　所：総合研究所（横浜市戸塚区）
店　　舗：164店舗
　　業態別店舗数

	店　舗　数
ファンケル ビューティショップ	４店舗
ファンケル ヘルスハウス	３店舗
ファンケル ハイブリッドショップ	21店舗
ファンケルショップ	77店舗
ファンケルハウス	42店舗
ファンケルハウスＪ	15店舗
ファンケル 銀座スクエア	１店舗
その他	１店舗

(2) 重要な子会社

株式会社ファンケル化粧品	本　　店	横浜市中区
株式会社ファンケルヘルスサイエンス	本　　店	横浜市中区
株式会社アテニア	本　　店	横浜市栄区
	店　　舗	15店舗
株式会社ファンケル発芽玄米	本　　店	長野県東御市
	工　　場	長野工場（長野県東御市）
FANCL ASIA (PTE) LTD	本　　店	シンガポール
株式会社ファンケル美健	本　　店	横浜市栄区
	工　　場	千葉工場（千葉県流山市）
		横浜工場（横浜市栄区）
		滋賀工場（滋賀県蒲生郡）
		群馬工場（群馬県邑楽郡）
ニコスタービューテック株式会社	本　　店	横浜市栄区

9. 従業員の状況（平成27年３月31日現在）

（1）企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,128名	22名増

（注）1. 従業員数は、当企業集団から当企業集団外への出向者を除き、当企業集団外から当企業集団への出向者を含む就業人員であります。
2. 従業員数には、臨時従業員の年間平均雇用人員（1,818名）は含んでおりません。

（2）当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
593名	157名減	38歳８ヵ月	12年０ヵ月

（注）1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
2. 従業員数には、臨時従業員の年間平均雇用人員（1,225名）は含んでおりません。
3. 従業員数が、前事業年度末に比べて157名減少しておりますが、これは主に、当社が、平成26年４月１日付で、会社分割（簡易新設分割）の方法により持株会社となったことによるものであります。

10. 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

記載すべき事項はありません。

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

Ⅱ　会社の現況

1.　株式の状況（平成27年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　233,838,000株
(2) 発行済株式の総数　65,176,600株
(3) 株　主　数　93,086名
(4) 大　株　主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社ケイアイ	8,507千株	13.29%
池森賢二	5,706千株	8.91%
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - HONG KONG PRIVATE BANKING DIVISION-CMC HOLDINGS LTD	4,586千株	7.16%
株式会社ピローズ	2,422千株	3.78%
池森政治	1,925千株	3.01%
宮島明子	1,838千株	2.87%
宮島弘光	1,797千株	2.81%
池森行夫	1,376千株	2.15%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,052千株	1.64%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	947千株	1.48%

（注）　持株比率は、自己株式（1,152千株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成27年５月11日開催の取締役会において、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。当該取得に係る事項の内容の概要は、次のとおりであります。

・取得対象株式の種類　当社普通株式
・取得しうる株式の総数　1,500,000株（上限）
・株式の取得価額の総額　2,500,000,000円（上限）
・取得期間　平成27年５月12日から平成27年８月31日

2. 新株予約権等の状況

(1) 新株予約権の内容の概要

新株予約権の発行時の内容は以下のとおりであります。

① 株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権

株価連動型の退任時報酬として、在任期間を通じて株主価値向上のインセンティブを与えることを目的とし、当社の取締役および執行役員ならびに当社子会社の取締役に付与するものであります。

取締役会決議日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類および数	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の権利行使期間
平成18年11月15日	628個	当社普通株式 62,800株	1個当たり 100円	平成18年12月2日～ 平成48年12月1日
平成19年11月12日	907個	当社普通株式 90,700株	1個当たり 100円	平成19年12月4日～ 平成49年12月3日
平成20年11月14日	782個	当社普通株式 78,200株	1個当たり 100円	平成20年12月2日～ 平成50年12月1日
平成21年11月12日	449個	当社普通株式 44,900株	1個当たり 100円	平成21年12月2日～ 平成51年12月1日
平成22年11月15日	733個	当社普通株式 73,300株	1個当たり 100円	平成22年12月2日～ 平成52年12月1日
平成23年11月14日	905個	当社普通株式 90,500株	1個当たり 100円	平成23年12月2日～ 平成53年12月1日
平成24年11月12日	1,163個	当社普通株式 116,300株	1個当たり 100円	平成24年12月4日～ 平成54年12月3日
平成25年11月14日	1,201個	当社普通株式 120,100株	1個当たり 100円	平成25年12月3日～ 平成55年12月2日
平成26年10月30日	784個	当社普通株式 78,400株	1個当たり 100円	平成26年12月2日～ 平成56年12月1日

(注) 1. 新株予約権1個当たりの株数は100株であります。

2. 当社の取締役または執行役員の地位に基づき割当を受けた新株予約権については、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日から10日間以内に限り、新株予約権の全数を一括して行使することができます。

3. 当社子会社の取締役の地位に基づき割当を受けた新株予約権については、当該子会社の取締役の地位を喪失した日から10日間以内に限り、新株予約権の全数を一括して行使することができます。

② ストック・オプションとしての新株予約権

当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として付与するものであります。

取締役会決議日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類および数	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の権利行使期間
平成23年９月12日	9,280個	当社普通株式 928,000株	１個当たり 109,800円	平成25年９月13日～ 平成28年９月12日
平成24年９月13日	1,470個	当社普通株式 147,000株	１個当たり 90,700円	平成26年９月14日～ 平成29年９月13日
平成26年１月15日	14,429個	当社普通株式 1,442,900株	１個当たり 122,300円	平成28年１月16日～ 平成31年１月15日

（注） 新株予約権１個当たりの株数は100株であります。

(2) 当社役員の保有状況（平成27年３月31日現在）

① 株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権

	取締役会決議日	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 （社外取締役は除く）	平成18年11月15日	43個	4,300株	１名
	平成19年11月12日	255個	25,500株	４名
	平成20年11月14日	338個	33,800株	６名
	平成21年11月12日	242個	24,200株	６名
	平成22年11月15日	449個	44,900株	８名
	平成23年11月14日	549個	54,900株	８名
	平成24年11月12日	706個	70,600株	８名
	平成25年11月14日	854個	85,400株	10名
	平成26年10月30日	608個	60,800株	10名

（注） 新株予約権１個当たりの株数は100株であります。

② ストック・オプションとしての新株予約権

	取締役会決議日	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 （社外取締役は除く）	平成23年９月12日	10個	1,000株	１名
	平成24年９月13日	120個	12,000株	２名

（注） 新株予約権１個当たりの株数は100株であります。

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等（執行役員を含む）に対し交付した新株予約権の状況

株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権

	取締役会決議日	新株予約権の数	目的となる株式の数	交付者数
当社従業員	平成26年10月30日	110個	11,000株	５名
当社子会社の取締役		66個	6,600株	３名

（注） 新株予約権１個当たりの株数は100株であります。

(4) その他新株予約権等に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

3. 会社役員の状況

（1）取締役および監査役の状況（平成27年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 会長執行役員	池　森　賢　二	－
代表取締役 社長執行役員	宮　島　和　美	株式会社アテニア 取締役会長 株式会社ファンケル美健 取締役会長
代表取締役 副社長執行役員	田多井　　毅	株式会社ファンケルヘルスサイエンス 代表取締役社長
取締役 専務執行役員	山　岡　美奈子	化粧品担当 株式会社ファンケル化粧品 代表取締役社長
取締役 常務執行役員	島　田　和　幸	グループサポートセンター長
取締役 執行役員	鶴　﨑　　亨	海外事業本部長 FANCL ASIA (PTE) LTD Managing Director
取締役 執行役員	炭　田　康　史	総合研究所長
取締役 執行役員	重　松　典　宏	健康食品担当
取締役 執行役員	保　坂　嘉　久	ネットチャネル合同チームリーダー
取締役 執行役員	山　口　友　近	店舗営業本部長
取締役	栁　澤　昭　弘	株式会社ファンケル美健 代表取締役社長 ニコスタービューテック株式会社 代表取締役社長
取締役	須　釜　憲　一	株式会社アテニア 代表取締役社長
取締役	猪　俣　　元	FANCL INTERNATIONAL, INC. President and CEO boscia, LLC President
取締役	池　田　憲　人	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役社長
常勤監査役	髙　橋　誠一郎	－
常勤監査役	飯　田　順　二	－
監査役	小　関　勝　紀	税理士
監査役	髙　野　利　雄	弁護士 森ビル・インベストメントマネジメント株式会社 社外取締役 株式会社リヴァンプ 社外監査役 長瀬産業株式会社 社外監査役 グローブライド株式会社 社外監査役 株式会社カカクコム 社外監査役 株式会社ダイセル 社外監査役

（注）1. 当社の役員は、取締役14名、監査役４名の計18名であり、そのうち１名が女性、17名が男性で構成されております。
2. 取締役池田憲人氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役小関勝紀、髙野利雄の両氏は、社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役小関勝紀氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 平成26年６月21日開催の第34期定時株主総会終結の時をもって取締役村上晴紀氏は、任期満了により退任いたしました。
6. 平成26年６月21日開催の第34期定時株主総会において、山口友近氏は取締役に新たに選任され就任いたしました。
7. 平成27年２月１日付で担当が次のとおり変更となりました。

氏　　名	変　更　後	変　更　前
山　口　友　近	店舗営業本部長	店舗チャネル合同チームリーダー

なお、当社は執行役員制度を導入しております。執行役員は次のとおりであります。
（取締役執行役員を除く）

氏　　名	担　　当
石　神　幸　宏	グループサポートセンター副センター長兼経営企画部長
山　口　宏　二	ファンケル大学専任教授
松ヶ谷　明　子	ファンケル大学長
松　熊　祥　子	総合研究所副所長兼ビューティサイエンス研究センター長
松　本　浩　一	カスタマーサービスセンター長

（注）　当社の執行役員は５名であり、そのうち２名が女性、３名が男性で構成されております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役	14名	370百万円
（うち社外取締役）	（1名）	（8百万円）
監査役	4名	42百万円
（うち社外監査役）	（2名）	（12百万円）
合計	18名	412百万円

（注）1. 上記には、平成26年６月21日開催の第34期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名に支給した報酬等が含まれております。
2. 支給額には、以下のストック・オプションとして付与した新株予約権の当事業年度における費用計上額が含まれております。なお、監査役に対する新株予約権は、当該監査役が取締役の地位にあった際に割り当てられたものであります。
取締役　13名　82百万円
監査役　１名　0百万円
3. 取締役の報酬限度額は、平成18年６月17日開催の第26期定時株主総会において年額480百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成18年６月17日開催の第26期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

① 取締役報酬

取締役の報酬は、基本報酬と退任時報酬（株式報酬型ストック・オプション）から構成されております。

基本報酬は、月額払いで支給される報酬で、常勤・非常勤、役位など取締役の職務内容、業績等に応じて取締役会から授権された代表取締役社長執行役員がその額を決定しております。

退任時報酬は、在任期間を通じて株主価値の向上へのインセンティブを与えることを目的として、執行役員を兼務する取締役に対して支給される株価連動型の報酬で、以下の内容の新株予約権を付与することについて取締役会が決定しております。

１株当たりの行使価額を１円とし、退任の翌日より10日間以内において一括してのみ行使可能であり、１事業年度当たりの新株予約権の付与数は、付与時点における月次報酬（基本報酬を12で除した額）に役位別の係数を乗じた額を付与にかかる新株予約権の公正価値で除した数としております。

上記のほか非定期に、株主総会の決議を経て社外取締役を除く取締役を対象に、中期インセンティブ報酬としての通常型のストック・オプションを付与することがあります。

② 監査役報酬

監査役の報酬は、基本報酬のみとし、監査役の職務内容と責任に応じて監査役の協議によってその額を決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

氏　名	兼任の職務	兼　職　先	当社との関係
池田憲人 (社外取締役)	代表取締役社長	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構	重要な取引関係はありません。
髙野利雄 (社外監査役)	社外取締役	森ビル・インベストメントマネジメント株式会社	重要な取引関係はありません。
	社外監査役	株式会社リヴァンプ	同社の子会社と当社との間には、情報システム開発に関する業務委託等の取引契約があります。
	社外監査役	長瀬産業株式会社	重要な取引関係はありません。
	社外監査役	グローブライド株式会社	重要な取引関係はありません。
	社外監査役	株式会社カカクコム	重要な取引関係はありません。
	社外監査役	株式会社ダイセル	重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏　名	出席状況		主な活動状況
	取締役会	監査役会	
池田憲人 (社外取締役)	17回中15回 (出席率88%)	―	長年の金融機関の経営者として培われた経営の専門家としての経験・見識に基づき、質問、提言等を適宜行うことなどにより、監督機能を果たしております。
小関勝紀 (社外監査役)	17回中17回 (出席率100%)	12回中12回 (出席率100%)	税理士としての専門的見地から、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための発言を行っております。
髙野利雄 (社外監査役)	17回中17回 (出席率100%)	12回中12回 (出席率100%)	検事および弁護士としての豊富な経験と専門的見地から、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、１百万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称　　新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	51百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	71百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、FANCL ASIA (PTE) LTDにつきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は各事業年度における会計監査人の再任の適否に関する検討を行い、より適切な監査体制の整備が必要であると判断した場合等には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、株主総会に付議するよう取締役会に請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項に定める事由に該当すると判断した場合には、会計監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役が解任の旨およびその理由を報告いたします。

(注)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号) が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額としております。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。(平成27年４月17日改訂内容)

(1) 基本方針

当社は、以下の理念を経営の根幹とし、これを拠り所として内部統制の整備・構築に取り組みます。

・「もっと何かできるはず」
・「人間大好き企業」のファンケルグループは、世の中の「不」の解消を目指し、安心・安全・やさしさを追求します。
・常にお客様の視点に立ち、「お客様に喜んでいただくこと」をすべての基準とします。

(2) 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する事項

当社は、「株主総会」「取締役会」「経営会議」など取締役が出席する重要な会議体の議事録あるいは取締役が決裁する稟議書などの書類について、「文書・記録管理規程」に従い、文書または電磁的媒体に記録し、各所管部門の責任の下に保存・管理します。

また、取締役および監査役は、必要に応じ「文書・記録管理規程」に基づき保存・管理する文書または電磁的媒体を閲覧することができるものとします。

情報管理に関し継続的に検討、再構築を行うため、「情報セキュリティ部会」「ＩＴ統制部会」を設置します。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク管理体制を確保するため、「危機管理規程」を制定するとともに、「財務報告部会」「企業倫理部会」「情報セキュリティ部会」を設置し、リスクの分析と対応を推進します。

ＩＳＯ内部監査活動・内部監査室の各監査業務についてもリスクマネジメントの考え方を基礎とすることによって、リスク発見または予見時の是正体制をより強固なものとし、リスク管理のあり方をより統合的なものとします。

また、突発的に生じたリスクについては、「危機管理規程」に基づき定められた総括責任者である代表取締役社長執行役員および担当取締役が、すみやかに対応責任者を決め対策委員会を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大防止に努めます。

(4) 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月１回以上開催し、活発な意見交換および迅速な意思決定を通じて経営効率の向上を図るとともに、各機関の権限分配・意思決定および各部門の具体的業務については、「取締役会規程」「職務権限規程」

「業務分掌規程」および「決裁基準規程」に従い、効率性を確保します。
またＩＴ環境の整備を強化し、職務執行における効率向上を推進します。

(5) 当社の取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、上記の経営理念に基づき法令等遵守を徹底するため、次のとおり、コンプライアンス体制の整備と実践に取り組みます。

① 取締役および使用人の全員を名宛人として「ファンケルグループ・コンプライアンス基準」を定め、励行します。

② 法令および当社グループにおける諸規程に反する行為などを早期に発見し是正することを目的として「ヘルプライン制度」を設置、運用します。

③ 組織横断的なコンプライアンス体制を構築するため、法務を担当する部門・品質保証を担当する部門・総務を担当する部門その他から成る「企業倫理部会」を設置、運営します。

④ 投資家からの信頼や情報開示の透明性・公共性の促進を図るため、「ディスクロージャーポリシー」を定め、これに従った適切な情報開示を行います。

(6) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

当社は、当社の子会社各社に対し経営理念の理解を促し、当社グループの企業価値の最大化を目的として、子会社各社への経営管理を行います。

① 当社の子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制

当社代表取締役社長執行役員を委員長とし、当社の取締役・執行役員および子会社各社の代表を構成員とする当社グループ横断的な「内部統制委員会」を発足させ、内部統制委員会の下に、「財務報告部会」「企業倫理部会」「情報セキュリティ部会」「ＩＴ統制部会」を設け、各部会間における連携を図ることで、当社の子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項が速やかに当社に報告される体制を保持します。

② 当社の子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

子会社各社のリスク管理方針を定め、リスク管理体制を整備、構築します。

また、突発的に生じたリスクについては、当社グループを適用対象とする「危機管理規程」に基づき定められた総括責任者である代表取締役社長執行役員および担当取締役が、すみやかに対応責任者を決め対策委員会を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大防止に努めます。

③ 当社の子会社の取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社各社において定例の取締役会を定期的に開催し、活発な意見交換および迅速な意思決定を通じて経営効率の向上を図るとともに、各機関の権限

分配・意思決定および各部門の具体的業務については、「取締役会規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」「決裁基準規程」および「関係会社管理規程」に従い、効率性を確保しております。またＩＴ環境の整備を強化し、職務執行における効率向上を推進します。

子会社には、原則として、当社の役職者が役員として就任し、子会社の業務の適切性を監視できる体制を整備します。

④　当社の子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループの取締役および使用人の全員を名宛人として「ファンケルグループ・コンプライアンス基準」を定め、励行します。

法令および当社グループにおける諸規程に反する行為などを早期に発見し是正することを目的として「ヘルプライン制度」を設置、運用します。

当社の内部監査を担当する内部監査室は、子会社の内部監査を実施します。

(7) 当社の監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

監査役が監査役会の運営事務その他の職務執行につき補助すべき使用人の設置を求めたときは、監査役と協議のうえ、使用人を置くものとします。

監査役を補助すべき使用人は、監査役会に所属し、取締役の指揮命令に服さないものとし、指揮命令権は監査役が有するものとします。

また、当該使用人の人事評価は監査役が行い、処遇、人事異動、懲戒処分等については監査役の同意を得て、それらの事項を決定することとします。

(8) 当社の監査役への報告に関する体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制

①　当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制

すべての取締役および使用人は、当社もしくは子会社各社に著しい損害を及ぼす事実やその恐れの発生、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続きなどに関する重大な欠陥や問題、法令違反や重大な不当行為などについて、監査役に報告を行います。

②　当社の子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当該監査役に報告するための体制

内部監査室による当社および子会社に対する内部監査の情報が適切に監査役と共有される体制を整備します。

監査役が経営会議等に出席し、重要な情報について適時報告を受けられる体制を保持します。

また、「ヘルプライン制度」を設置することにより、グループ全体のコンプライアンス等に関する情報を一元管理するとともに、かかる情報が定期的に

監査役に報告される体制を保持します。

「ファンケルグループ・ヘルプライン運用規程」により、公益通報者保護法の主旨に沿った体制を整備し、当該規程に基づく報告者その他当社監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由に不利な取扱を受けないことを明確化します。

(9) 当社の監査役の職務の遂行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の遂行について生じる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

監査役の職務の遂行によって生じる費用および債務ならびにそれらの処理については、当該費用が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、基本的に制限することなく円滑に行うことができる体制を整備します。

(10) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査に加え、「ＩＳＯ内部監査規程」に基づいたＩＳＯ内部監査員による監査活動、また「内部監査規程」に基づいた内部監査室による監査を、連動・協力して実施するものとし、各監査の結果および改善勧告に基づく改善状況の結果について監査役への報告を行うべきことを明確化します。

（注）監査報告において相当性を表明する内部統制システムの基本方針は、当事業年度中に存在した改正前の基本方針であります。

〔財務報告の信頼性を確保するための体制〕

金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制報告制度」の適用７年目となる当連結会計年度においても、「全社的な内部統制」の整備および運用状況の評価・改善を実施するとともに、当社の重要な事業拠点として株式会社ファンケル化粧品、株式会社ファンケルヘルスサイエンス、株式会社アテニア、株式会社ファンケル美健および当社の計５社を選定し、業務プロセスおよびＩＴ全般統制の整備・運用状況の評価・改善を実施し、グループとして財務報告の信頼性の確保に努めます。

また、子会社においては、当社の内部監査室および子会社を管理する各機能部門が定期的に監査、訪問することにより必要な是正を行うとともに、子会社においても内部統制の体制の整備に努めます。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主の皆様に対する利益還元につきましては、経営の重要課題の一つと認識しており、利益還元の基本方針を次のとおり定めております。

配　　当	配当性向を連結純利益の40%以上と定め、配当を実施
自己株式の取得	設備投資などの資金需要や株価の推移などを勘案し、資本効率の向上も目的として機動的に実施
自己株式の消却	発行済株式総数の概ね10%を超える自己株式は消却

なお、当社は、取締役会の決議により剰余金の配当を行うことができる旨および毎年９月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。また、中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行う方針です。

上記の基本方針を踏まえ、当事業年度の期末配当金は、中間配当金と同様に１株につき17円とさせていただきました。この結果、当事業年度の年間の剰余金の配当は、昨年と同様に１株につき34円となりました。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させることを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、株式の大量の買付であっても、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、株式の大量の買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社にとっては、お客様との強い絆の維持が当社の成長を支えており、また今後の成長を支え続けるものであります。ひいては、株主の皆様の利益に繋がるものであると確信しております。こうしたお客様との強い絆が当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社の企業価値および株主共同の利益は毀損されることになります。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上する必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

イ　経営理念および経営の基本方針

当社は、以下の理念を経営の根幹とし、これを判断の拠り所としております。

・「もっと何かできるはず」
・「人間大好き企業」のファンケルグループは、世の中の「不」の解消を目指し、安心・安全・やさしさを追求します。
・常にお客様の視点に立ち、「お客様に喜んでいただくこと」をすべての基準とします。

こうした理念の下、常識にとらわれない感性と独創性をもって「不」の解消に挑戦し、無添加化粧品をはじめとして、新しい市場と価値を創造してまいりました。当社は「＜美＞と＜健康＞をテーマに『不』のつく事柄を解消する仕組みづくり」を経営の基本方針としており、これからも新しい「不」の解消ビジネスに積極的に取り組むことが企業価値を高め、ひいては株主の皆様の長期的な利益に繋がるものと考えております。

ロ　企業価値の源泉

当社は、長期的・持続的な利益成長を図っていくためには、お客様基盤の強化が最重要課題であると認識しております。基盤の拡大を図るために、販売チャネルおよび取扱製品の拡充のほか、お客様に製品の新鮮さを訴えるための製造年月日表示の実施、留守でも製品を受け取れる「置き場所指定サービス」や返品・交換の無期限保証制度の導入など、お客様の目線に立って業務を推進してきております。

お客様視点に立ち、お客様が期待している以上の新しい価値を創造して提供し続けることにより、お客様との長期的な信頼関係が構築され、ひいては企業価値の向上に繋がるものと考えております。

ハ　中期経営計画に基づく取組み

平成27年５月に、平成27年度から平成29年度の中期経営計画を策定し、その実現に向けて取り組んでおります。

中期経営計画の詳細につきましては、５頁から８頁に記載の「2. 対処すべき課題」をご参照ください。

ニ　コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、株主の皆様をはじめとするすべてのステークホルダーから信頼され

る企業となるため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要な課題として位置づけ、企業倫理と遵法を徹底するとともに、リスク管理を含めた内部統制システムを整備し、経営の効率性、透明性を確保しております。

当社は、監査役制度を採用しております。監査役４名のうち２名は社外監査役であり、経営の意思決定に対する監査の実効性向上のため、取締役会をはじめ、経営会議などその他の重要な会議にも出席して適宜意見を述べているほか、経営トップとも定期的に意見交換の場を持ち、公正な経営監視体制をとっております。

また、経営の監督機能と業務執行の分離を図る目的で平成11年６月より執行役員制度を導入しております。平成16年６月には社長、専務、常務などの役付取締役を廃止し、執行役員にその役位名称を付すことといたしました。さらに、平成17年６月には、経営環境の変化に対応して最適な経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期を２年から１年に変更いたしました。

取締役会は、取締役14名（うち社外取締役１名）で構成され、重要な業務執行その他法定事項についての決定を行うほか、当社および子会社の業務執行状況の報告を受け、監督を行っております。

経営会議は、取締役と執行役員で構成され、取締役会の決議事項などについて事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で経営の重要事項について審議しております。

なお、当企業集団は、迅速な意思決定と事業実行、事業ごとの専門性・自立性をより高めるため、平成26年４月１日をもって、当社の化粧品部門および健康食品部門を会社分割（簡易新設分割）し、持株会社体制へ移行いたしました。持株会社がグループ全体最適の視点で方針を示し、迅速に意思決定を行うことにより、グループガバナンス体制を一層強化しております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成25年５月14日開催の取締役会決議および平成25年６月15日開催の第33期定時株主総会において継続の承認をいただき、「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を更新しております。

本プランは、以下ＡないしＣのいずれか、もしくはこれらに類似する行為またはこれらの提案を「大量買付行為」とし、また大量買付行為を行おうとする者を「買付者等」として、買付者等に対し、事前に当該大量買付行為に関する情報の提供を求め、当社が当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めております。

A．当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20％以上となる買付等

B．当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20％以上となる公開買付け

C．上記AまたはBに掲げる各行為がなされたか否かにかかわらず、当社の特定株主グループが当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本Cにおいて同じとします。)との間で、当該他の株主が当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為(ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定グループに属するすべての株主と当該他の株主との株券等保有割合の合計が20％以上となるような場合に限ります。)

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく大量買付行為を行うなど、当社の企業価値および株主共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合には、当社は、これに対抗する措置として、当該買付者等および一定の関係者による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該買付者等および一定の関係者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。なお、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断について、当社取締役会または取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則に従い、当社経営陣からの独立性の高い者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。また、当社取締役会は、これに加え、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

(4) 前記（3）の取組みについての当社取締役会の判断およびその判断にかかる理由

本プランは、買付者等が基本方針に沿うものであるか否かを株主の皆様および当社取締役会が判断するにあたり、十分な情報提供と判断を行うに相当な期間を確保するために定めるものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されております。

また、本プランには、継続後の有効期間を３年間とするサンセット条項が付されているほか、当該有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会において本

プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。このため、本プランの継続および廃止は、当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

加えて、対抗措置として新株予約権を無償で割り当てるのは、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあると判断される場合等、合理的な客観的要件を充足する場合に限定されるとともに、その発行の是非の判断にあたっても、独立委員会の中立公正な判断を最大限尊重することとしており、当社取締役会の恣意的判断を排除しております。対抗措置として発行する新株予約権ならびにその行使条件についても、あらかじめその内容について開示を行うなど、企業価値向上および株主共同の利益確保に必要かつ相当な範囲内の対抗措置であると考えております。

さらに、独立委員会は、当社経営陣からの独立性の高い有識者３名により構成されており、かかる構成員による独立委員会を利用することにより、当社取締役会による本プランの恣意的な発動や株主利益に反する発動が回避されるものと確信しております。

以上より、当社取締役会は、前記（3）の取組みは前記（1）の基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものでないとともに、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと判断しております。

※　本事業報告中の記載金額および株式数は表示単位未満を切捨て、比率については四捨五入としております。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**47,951**	**流動負債**	**10,394**
現金及び預金	18,652	支払手形及び買掛金	2,115
受取手形及び売掛金	8,721	リース債務	82
有価証券	12,006	未払金	3,018
商品及び製品	3,030	未払費用	591
仕掛品	21	未払法人税等	1,612
原材料及び貯蔵品	3,034	賞与引当金	966
繰延税金資産	1,058	ポイント引当金	1,420
その他	1,475	その他	587
貸倒引当金	△49	**固定負債**	**1,702**
固定資産	**37,360**	リース債務	84
有形固定資産	**25,865**	役員退職慰労引当金	88
建物及び構築物	11,111	退職給付に係る負債	1,063
機械装置及び運搬具	931	資産除去債務	359
工具、器具及び備品	1,092	その他	106
土地	11,951	**負債合計**	**12,096**
リース資産	155	**純資産の部**	
建設仮勘定	622	**株主資本**	**72,607**
無形固定資産	**2,980**	**資本金**	**10,795**
投資その他の資産	**8,514**	**資本剰余金**	**11,706**
投資有価証券	6,087	**利益剰余金**	**51,468**
敷金及び保証金	1,073	**自己株式**	**△1,362**
長期前払費用	104	**その他の包括利益累計額**	**27**
繰延税金資産	470	**退職給付に係る調整累計額**	**27**
その他	803	**新株予約権**	**579**
貸倒引当金	△24	**純資産合計**	**73,214**
資産合計	**85,311**	**負債純資産合計**	**85,311**

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		77,632
売上原価		23,336
売上総利益		54,295
販売費及び一般管理費		50,294
営業利益		4,001
営業外収益		
受取利息	18	
受取配当金	1	
為替差益	75	
受取補償金	15	
匿名組合投資利益	18	
保険返戻金	0	
受取事務手数料	37	
雑収入	156	324
営業外費用		
貸倒引当金繰入額	0	
遊休資産費用	12	
雑損失	30	42
経常利益		4,283
特別利益		
固定資産売却益	0	
新株予約権戻入益	5	
投資有価証券売却益	21	
資産除去債務取崩益	18	
事業撤退損失引当金戻入額	122	168
特別損失		
固定資産除却損	107	
減損損失	17	
店舗閉鎖損失	75	
その他	168	368
税金等調整前当期純利益		4,083
法人税、住民税及び事業税	1,574	
法人税等調整額	207	1,781
少数株主損益調整前当期純利益		2,301
当期純利益		2,301

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,795	11,706	51,043	△1,917	71,626
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	296	－	296
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,795	11,706	51,339	△1,917	71,923
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	△2,162	－	△2,162
当期純利益	－	－	2,301	－	2,301
自己株式の取得	－	－	－	△3	△3
自己株式の処分	－	－	△10	558	547
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	128	555	683
当期末残高	10,795	11,706	51,468	△1,362	72,607

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	5	14	19	508	72,154
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	－	－	296
会計方針の変更を反映した当期首残高	5	14	19	508	72,450
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	－	－	△2,162
当期純利益	－	－	－	－	2,301
自己株式の取得	－	－	－	－	△3
自己株式の処分	－	－	－	－	547
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△5	13	8	71	79
当期変動額合計	△5	13	8	71	763
当期末残高	－	27	27	579	73,214

貸　借　対　照　表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**33,285**	**流動負債**	**13,246**
現金及び預金	6,381	買掛金	2,166
受取手形	126	リース債務	81
売掛金	1,853	未払金	8,343
営業未収入金	7,949	未払費用	352
有価証券	12,006	未払法人税等	266
商品及び製品	99	前受金	4
原材料及び貯蔵品	111	預り金	54
前払費用	816	前受収益	5
繰延税金資産	770	賞与引当金	533
未収入金	2,963	ポイント引当金	1,420
未収消費税等	209	その他	20
その他	29	**固定負債**	**1,051**
貸倒引当金	△34	リース債務	84
固定資産	**41,631**	退職給付引当金	549
有形固定資産	**17,473**	資産除去債務	311
建物	7,224	その他	106
構築物	65		
機械及び装置	20		
車両運搬具	0		
工具、器具及び備品	805		
土地	8,614		
リース資産	155		
建設仮勘定	587		
無形固定資産	**2,956**		
商標権	0	**負債合計**	**14,298**
ソフトウエア	2,496	**純資産の部**	
ソフトウエア仮勘定	407	**株主資本**	**60,038**
電話加入権	47	**資本金**	**10,795**
その他	3	**資本剰余金**	**11,706**
投資その他の資産	**21,201**	資本準備金	11,706
投資有価証券	5,414	**利益剰余金**	**38,899**
関係会社株式	12,060	利益準備金	267
出資金	620	その他利益剰余金	38,632
関係会社長期貸付金	2,731	別途積立金	30,421
長期前払費用	62	固定資産圧縮積立金	4
繰延税金資産	512	繰越利益剰余金	8,206
敷金及び保証金	832	**自己株式**	**△1,362**
その他	121	**新株予約権**	**579**
貸倒引当金	△1,153	**純資産合計**	**60,618**
資産合計	**74,917**	**負債純資産合計**	**74,917**

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		28,628
売上原価		25,850
売上総利益		2,778
販売費及び一般管理費		1,043
営業利益		1,735
営業外収益		
受取利息	28	
受取配当金	1	
匿名組合投資利益	18	
受取賃貸料	33	
受取事務手数料	0	
貸倒引当金戻入額	172	
雑収入	56	310
営業外費用		
貸倒引当金繰入額	0	
雑損失	21	22
経常利益		2,023
特別利益		
新株予約権戻入益	5	
投資有価証券売却益	21	
資産除去債務取崩益	18	45
特別損失		
固定資産除却損	73	
減損損失	14	
店舗閉鎖損失	66	
関係会社株式評価損	11	
その他	8	174
税引前当期純利益		1,895
法人税、住民税及び事業税	304	
法人税等調整額	358	662
当期純利益		1,232

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					別途積立金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	10,795	11,706	11,706	267	30,421	4	8,945	39,640
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	－	－	－	－	199	199
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,795	11,706	11,076	267	30,421	4	9,145	39,839
当期変動額								
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	△2,162	△2,162
当期純利益	－	－	－	－	－	－	1,232	1,232
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	－
自己株式の処分	－	－	－	－	－	－	△10	△10
固定資産圧縮積立金の取崩	－	－	－	－	－	△0	0	－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△0	△939	△940
当期末残高	10,795	11,706	11,706	267	30,421	4	8,206	38,899

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△1,917	60,223	5	5	508	60,737
会計方針の変更による累積的影響額	－	199	－	－	－	199
会計方針の変更を反映した当期首残高	△1,917	60,423	5	5	508	60,936
当期変動額						
剰余金の配当	－	△2,162	－	－	－	△2,162
当期純利益	－	1,232	－	－	－	1,232
自己株式の取得	△3	△3	－	－	－	△3
自己株式の処分	558	547	－	－	－	547
固定資産圧縮積立金の取崩	－	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	△5	△5	71	66
当期変動額合計	555	△384	△5	△5	71	△318
当期末残高	△1,362	60,038	－	－	579	60,618

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月11日

株式会社ファンケル
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　長　坂　　隆　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　根　本　知　香　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ファンケルの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファンケル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月11日

株式会社ファンケル
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　長　坂　　隆　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　根　本　知　香　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ファンケルの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの会社の支配に関する基本方針及びロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、当社の株主共同の利益を損なおうとするものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと認められ、指摘すべき事項はありません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月18日

株式会社ファンケル　監査役会

常勤監査役	髙　橋　誠一郎	㊞
常勤監査役	飯　田　順　二	㊞
社外監査役	小　関　勝　紀	㊞
社外監査役	髙　野　利　雄	㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

議　　案　取締役14名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員が任期満了となりますので、取締役14名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	池森賢二（いけもりけんじ） （昭和12年６月１日生）	昭和55年４月　化粧品事業を個人創業 昭和56年８月　当社設立代表取締役社長 平成15年６月　当社代表取締役会長 平成16年６月　当社取締役会長 平成17年６月　当社名誉会長 平成25年１月　当社名誉会長兼執行役員 平成25年４月　当社会長執行役員 平成25年６月　当社代表取締役会長執行役員（現任）	株 5,706,080
2	宮島和美（みやじまかずよし） （昭和25年１月28日生）	平成13年１月　当社入社 平成13年６月　当社取締役社長室長 平成15年４月　当社常務取締役社長室担当兼社長室長 平成16年６月　当社取締役常務執行役員社長室担当兼社長室長 平成19年３月　当社代表取締役社長執行役員 平成20年６月　当社代表取締役会長執行役員 平成25年４月　当社代表取締役社長執行役員（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社アテニア　取締役会長 株式会社ファンケル美健　取締役会長	51,704

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	田多井 毅（たたい つよし） （昭和15年２月29日生）	平成６年３月　当社入社 平成６年11月　当社常務取締役営業企画推進室長 平成13年４月　当社代表取締役専務管掌役員兼営業戦略室長 平成15年１月　当社取締役 平成15年６月　当社取締役退任 平成19年４月　当社入社 平成19年６月　当社代表取締役副社長執行役員商品・営業統括兼株式会社いいもの王国（現株式会社アイフォーレ）取締役会長 平成21年６月　当社代表取締役副社長執行役員退任 平成25年１月　当社副社長執行役員 平成25年６月　当社代表取締役副社長執行役員 平成25年12月　当社代表取締役副社長執行役員ヘルスカンパニー長 平成26年４月　当社代表取締役副社長執行役員（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ファンケルヘルスサイエンス 代表取締役社長	株 68,344
4	山岡 美奈子（やまおか みなこ） （昭和34年４月７日生）	平成７年４月　当社入社 平成12年２月　当社営業本部営業企画室長 平成13年４月　当社化粧品事業部副事業部長兼販売企画部長 平成14年８月　当社第二営業本部営業戦略室長 平成16年５月　当社第一営業本部通販営業部長 平成18年６月　当社調達本部副本部長 平成19年４月　当社執行役員営業企画本部長 平成19年12月　当社執行役員化粧品カンパニー長 平成20年６月　当社取締役執行役員化粧品カンパニー長 平成22年５月　当社取締役執行役員事業開発推進本部長兼新規事業開発部長 平成25年３月　当社取締役専務執行役員ビューティカンパニー長 平成26年４月　当社取締役専務執行役員化粧品担当（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ファンケル化粧品 代表取締役社長	2,700

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	島田 和幸（しまだ かずゆき） （昭和30年12月20日生）	平成15年７月　当社入社 平成16年２月　当社経営戦略本部新規事業部長 平成18年４月　当社経営戦略本部経営企画部長兼新規事業部長 平成19年４月　当社執行役員経営戦略本部長兼経営企画部長 平成19年６月　当社取締役執行役員経営戦略本部長兼経営企画部長 平成22年５月　当社取締役執行役員管理本部長 平成23年６月　当社取締役常務執行役員管理本部長 平成25年３月　当社取締役常務執行役員グループサポートセンター長（現任）	株 5,200
6	鶴崎 亨（つるさき とおる） （昭和35年11月21日生）	平成17年２月　当社入社 平成17年３月　当社マーケティング本部副本部長兼広告宣伝部長 平成19年12月　当社営業・広告宣伝ユニット長 平成20年６月　当社執行役員営業・広告宣伝ユニット長 平成22年６月　当社取締役執行役員事業・商品戦略本部長兼サプリメント事業部長 平成25年３月　当社取締役執行役員海外事業カンパニー長 平成26年４月　当社取締役執行役員海外事業本部長（現任） （重要な兼職の状況） FANCL ASIA（PTE）LTD Managing Director	3,300
7	炭田 康史（すみだ やすし） （昭和38年12月17日生）	平成17年５月　当社入社 平成17年７月　当社中央研究所化粧品開発部長 平成20年６月　当社執行役員総合研究所長兼化粧品研究所長 平成25年６月　当社取締役執行役員総合研究所長（現任）	3,300

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	重松 典宏（しげまつ のりひろ） （昭和34年10月17日生）	平成８年５月 当社入社 平成17年９月 当社健康食品本部商品企画開発部長 平成20年５月 当社健康食品カンパニー副カンパニー長 平成22年６月 当社執行役員事業開発推進本部副本部長兼予防医療事業推進部長 平成25年６月 当社取締役執行役員ヘルスカンパニー副カンパニー長 平成26年４月 当社取締役執行役員健康食品担当（現任）	株 1,100
9	保坂 嘉久（ほさか よしひさ） （昭和39年３月18日生）	平成17年６月 当社入社 平成17年７月 当社通信販売営業本部インターネット推進部長 平成19年４月 当社通販営業本部通販営業部長 平成19年12月 当社化粧品カンパニーネット営業部長 平成21年４月 当社ネット営業ユニット長 平成22年６月 当社執行役員営業本部通信販売事業部長 平成25年６月 当社取締役執行役員ビューティカンパニー副カンパニー長兼ネット営業本部長 平成25年10月 当社取締役執行役員ビューティカンパニー副カンパニー長兼ネットチャネル合同チームリーダー 平成26年４月 当社取締役執行役員ネットチャネル合同チームリーダー（現任）	2,500
10	山口 友近（やまぐち ともちか） （昭和33年３月５日生）	平成15年10月 当社入社 平成15年12月 当社第二営業本部店舗企画部長 平成17年３月 当社執行役員通信販売営業本部長兼インターネット推進部長 平成19年１月 当社執行役員直販営業本部通販営業部長 平成19年４月 当社執行役員通販営業本部長 平成20年１月 株式会社アテニア取締役 平成25年３月 当社執行役員店舗チャネル合同チームリーダー 平成26年６月 当社取締役執行役員店舗チャネル合同チームリーダー 平成27年２月 当社取締役執行役員店舗営業本部長（現任）	9,600

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
11	柳澤 昭弘（やなぎさわ あきひろ） （昭和33年４月16日生）	平成５年９月　当社入社 平成12年２月　当社化粧品統括部千葉工場長 平成13年９月　当社化粧品事業部長 平成15年４月　当社管理本部品質保証部長 平成16年２月　株式会社ファンケル美健統括本部長 平成16年７月　株式会社ファンケル美健統括本部滋賀工場長 平成22年６月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ファンケル美健 代表取締役社長 ニコスタービューテック株式会社 代表取締役社長	株 7,324
12	須釜 憲一（すがま けんいち） （昭和38年１月26日生）	平成２年８月　当社入社 平成９年４月　当社店舗販売事業部長 平成14年６月　当社執行役員人事部長兼インキュベーションセンター部長 平成15年６月　当社取締役経営戦略担当兼人事部長 平成16年６月　当社取締役執行役員化粧品本部長 平成17年６月　当社取締役退任 平成19年４月　当社入社 平成19年６月　当社取締役執行役員店舗営業本部長 平成22年５月　当社取締役執行役員営業本部長兼海外営業推進部長 平成25年３月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社アテニア 代表取締役社長	5,020
13	猪俣 元（いのまた げん） （昭和35年８月14日生）	平成６年４月　当社入社 平成８年４月　ファンケル米国駐在員事務所長 平成９年７月　FANCL INTERNATIONAL, INC. Executive Vice President 平成25年６月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） FANCL INTERNATIONAL, INC. President and CEO boscia, LLC President	540

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
14	池田憲人（いけだのりと） （昭和22年12月９日生）	平成13年４月　株式会社横浜銀行代表取締役（ＣＦＯ最高財務責任者） 平成14年４月　株式会社横浜銀行代表取締役（ＣＰＯ最高人事責任者） 平成15年６月　株式会社横浜銀行取締役兼横浜キャピタル株式会社代表取締役会長 平成15年12月　株式会社足利銀行取締役頭取（代表取締役） 平成21年６月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役社長	株 1,500

（注）1.　各候補者と当社の間に、特別の利害関係はありません。

2.　社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

(1) 池田憲人氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出をしており、同氏の再任が承認された場合には引き続き独立役員とする予定であります。

(2) 社外取締役候補者として選任した理由
池田憲人氏は、長年にわたり金融機関の取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と見識を現在も取締役会による経営監督に活かしていただいており、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したためであります。同氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって６年となります。

(3) 社外取締役との責任限定契約について
当社と社外取締役池田憲人氏は、会社法第423条第１項に関する責任について、損害賠償責任の限度額を１百万円または法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

以　上

《インターネットによる議決権行使のご案内》

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

1）インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

※「ｉモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

2）パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

3）携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

4）インターネットによる議決権行使は、平成27年６月19日（金曜日）の午後５時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問合せください。

議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）

携帯電話またはスマートフォンによる議決権行使は、バーコード読取り機能を利用して右の「ＱＲコード」を読取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。

2. インターネットによる議決権行使の具体的方法

1）議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインＩＤ」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

2）株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

3）株主総会の招集の都度、新しい「ログインＩＤ」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

1）郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

2）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問合せ

インターネットによる議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明な場合には、以下にお問合せください。

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
受付時間　午前９時～午後９時
電　　話　０１２０－１７３－０２７（通話料無料）

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、㈱東京証券取引所等により設立された合弁会社㈱ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、前述のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以　上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：横浜アリーナ
横浜市港北区新横浜三丁目10番地
電話　045（474）4000



〔交通のご案内〕
●東海道新幹線　「新横浜」駅（東口・西口）徒歩５分
●ＪＲ横浜線　「新横浜」駅（北口）徒歩５分
●横浜市営地下鉄ブルーライン　「新横浜」駅（７番出口）徒歩４分

お願い：駐車場のご用意がありませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。